

42 大正・昭和初期における鍼灸医師法 制定請願運動

奥津 貴子

東京医療専門学校

現在、鍼灸師に関する中央法令として「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」が施行されているが、その最初は明治四四年制定の「鍼灸術営業取締規則」である。この中央法令の制定により、今まで各都道府県ごとに規定されていた鍼灸師の教育制度、免許試験、業務などが全国的に統一され、制度化されたという点では画期的なことであった。しかし名称に「営業」という語句がついていることからわかるように、鍼灸は医療と言うよりもむしろ商売の類とされ、れっきとした医療の法令とは呼べるものではなく、その点では旧態依然であった。当然、鍼灸師の資質や社会的地位は決して高いものではなく、法令が医療としての鍼灸の発展を妨げていると言っても

過言ではない状況に措かれていた。

当時の鍼灸師は、このような旧態依然の現状に疑問を抱いていた。やがて法令を改正することで、鍼灸師の資質・社会的地位向上を図ろうとした運動が大正から昭和初期にかけて全国各地で行われるようになる。それを最初に立ち上げ、かつ大規模に展開したのは藤林高吉、車戸喜一郎（喜保）、山崎直文（良斉）、辰井文隆を中心にした関西の鍼灸師であった。彼らは大正一〇年に大阪で開催された全国鍼灸医大会を皮切りに、昭和一六年の太平洋戦争勃発直前まで帝国議会に対し鍼灸師法制定の請願書を度々提出している。その内容は鍼灸治療に関する診断書の交付、鍼灸師会の設置などといった鍼灸師を「東洋医学の医師」と位置づけ、「西洋医学の医師」と対峙するようなものであった。

彼らが提出した請願書の中には帝国議会を通過したものがいくつもあるが、結局改正には至らなかった。その最大の理由として、鍼灸師を医師と並ぶ資格にすることは、富国強兵政策を推進するために明治時代に

西洋医学を導入した政府にとって、日本の医療制度を根本的に変えることを意味するものであったからではないかと考えられる。このように大正から昭和初期にかけての鍼灸医師法制定運動における一連の出来事は、西洋医学を重視した当時の政府の方針を浮き彫りにしたものであった。だがその一方で、医療人と自覚した鍼灸師が現状を打破すべく、法令改正に向けて活動したことは業界の活性化につながったばかりか、西洋医学と並ぶもうひとつの医学として、鍼灸など東洋医学があるということを社会に提示したという点では大きな意義があったのではないだろうか。